

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県(郡部:町村域)の生活保護法施行事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法施行事務
②事務の概要	被保護者を対象とした生活保護費の支給事務 生活保護法施行事務の実施に必要な要(被)保護者の調査に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認に必要な事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、生活保護システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の23項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、162の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項 [情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 42の項、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県健康福祉部地域福祉課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8264

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、その中でもマイナンバーをシステムに登録できる職員のみ、権限を設定することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログにより、不正なアクセスがないか確認できる体制となっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	健康福祉部地域福祉国保課	健康福祉部地域福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉国保課長 林 佳孝	地域福祉課長 安田 圭一郎	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	岐阜県健康福祉部地域福祉国保課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8264	岐阜県健康福祉部地域福祉課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8264	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月20日時点	平成29年7月3日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月20日時点	平成29年7月3日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成29年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、29の項、30の項、31の項、31の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号木、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から10号まで、第22条第2号、第28条1号ハ、同条第2号から5号まで、同条第7号から9号まで、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条各号、第47条第1項第2号イ、同条同項第3号イ、同条同項第4号イ、同条同項第5号イ、同条同項第6号イ、同条同項第7号イ、同条同項第8号イ、同条同項第9号イ、同条同項第10号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ及び同条第4号イ [情報照会] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ニ、同条第3号口、同条第4号ニ、第11条第1号ニ、同条第2号口、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号ト、同条第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第4号から7号まで、同条第9号口、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号、同条第5号、同条第7号から9号まで、第22条第2号から6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ニ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ハ、同条第10号木、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ及び同条の3第2号イ	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月3日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成30年5月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年5月8日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月8日時点	平成31年4月24日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月8日時点	平成31年4月24日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年4月24日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年5月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月24日時点	令和3年5月7日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年5月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15項	・番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の23項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項	[情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の36の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の23項	・番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の23項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の36の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号	[情報照会] ・番号法第19条第8号 別表第二の36の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月7日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年4月1日	I の② 事務の概要	被保護者を対象とした生活保護費の支給事務 生活保護法施行事務の実施に必要な要(被) 保護者の調査に関する事務	被保護者を対象とした生活保護費の支給事務 生活保護法施行事務の実施に必要な要(被) 保護者の調査に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認に必要な事務	事前	
令和5年4月1日	I の③ システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、 住民基本台帳ネットワークシステム、生活保護 システム	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、 住民基本台帳ネットワークシステム、生活保護 システム、統合専用端末、医療保険者等向け 中間サーバー	事前	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和5年4月1日	IVの4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[〇]委託しない	[]委託しない [十分である]	事前	
令和6年12月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項・別表第一の23項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 (独自利用) ・番号法第9条第2項 ・岐阜県個人番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項・別表の23項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 1の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の10の項、11の項、15の項、17の項、31の項、34の項、36の項、37の項、38の項、40の項、41の項、50の項、63の項、66の項、67の項、76の項、77の項、79の項、87の項、112の項、115の項、119の項、133の項、135の項、137の項、146の項及び150の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ホ、同条第3号口、同条第4号ヘ、第11条第1号ニ、同条第2号口、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号ト、同条第8号又、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から第6号まで、第20条第9号、同条第11号、同条第13号から14号まで、同条第19号口、同条第21号、第21条第2号ハ、同条第9号、同条第10号、同条第12号から14号まで、第22条第2号から6号まで、同条第8号、同条第10号、同条第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、第47条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第16号イ、同条第26号イ、同条第27号イ、同条第29号イ、同条第31号イ、同条第32号イ、同条第33号イ、同条第34号イ、同条第35号イ、同条第36号イ、同条第37号イ、同条第38号イ、同条第39号イ、同条第40号イ、同条第41号イ、同条第44号イ、同条第45号イ、同条第46号、同条第47号、同条第48号イ、第52条、第53条第1号ニ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ハ、同条第10号ホ、第58条	[情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、48の項、49の項、53の項、59の項、63の項、69の項、74の項、75の項、76の項、86の項、87の項、89の項、96の項、108の項、125の項、132の項、141の項、144の項、151の項、155の項、158の項、161の項、162の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項 [情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 42の項、43の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年12月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年12月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年12月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和6年12月4日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限 定しており、の中でもマイナンバーをシステムに登録できる職員のみ、権限を設定することと、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログにより、不正なアクセスがないか確認できる体制となっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。
令和8年1月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。